

○薬事法施行上の疑義について

(昭和三十一年十一月一日)

(三一医第六六六九号)

(厚生省薬務局長あて北海道知事照会)

薬事法施行上左記の点に疑義があるので、御回答お願いいたします。

記

- 1 薬局開設の登録を受けている者が、配置販売業を営もうとするときは、配置販売業の登録を別に受ける必要があるか。

(昭和三十一年十二月一日 薬収第一〇三六号)

(北海道知事あて厚生省薬務局長回答)

昭和三十一年十一月十日三一医第六六六九号をもつて照会のあつた標記について左記のとおり回答する。

記

薬事法第二十九条第一項ただし書の規定により、薬局開設者が医薬品の販売業を営もうとするときは、その登録を要しないのであるが、ここにいう医薬品の販売業とは薬局開設者がその薬局において営む医薬品の販売業であつて、医薬品の配置販売業をも意味するものではなく、従つて、照会の場合は、配置販売業の登録を要するものである。

なお、薬局における販売業と配置販売業を併せ営むことは、配置販売を認められていない医薬品が配置販売されるおそれもあり、保健衛生上望ましくない場合もあると考えられるので、しかるべく指導されたい。